

# 株式会社神戸クルーザー

## 安全方針

### 1. 船舶運航管理の理念とその実現のための方策

株式会社神戸クルーザー（以下「会社」という）は、海上人命安全、海洋汚染防止及び海上における衝突の予防等に関する法令・規則を遵守し

- a) 海上における人命の安全
- b) 船舶の安全運航
- c) 環境保護

の確保に努めることで、船舶運航者としての社会的使命を全うする。

会社は安全管理体制を実施するために“安全管理規程”を作成する。

この安全管理規程は、陸上・船上の組織それぞれの業務、責任、権限及び相互関係を明らかにすると同時に、以下について業務・作業手順を定めるものである。

- a) 陸上・船上の業務の内、船舶の安全運航と環境保護のために特に重要な業務
- b) 継続的な安全管理規程の見直し及び改善
- c) 緊急事態への対応
- d) 関係する国内の規則への対応
- e) 「人」の適格性の管理

### 2. 組織

会社は安全管理規程に沿った船舶の安全管理を行う組織を整えるに当たっては、

- a) 陸上・海上それぞれについて別々に、あるいは
- b) 平時と緊急時（海難事故発生時など）に分けて考える事など、業務が最も円滑に遂行されるための組織間の又は組織内構成員同士の合理的な相互関係及び連絡・指示関係を築く事に留意する。

会社は、当該組織の中に組織構成員個々の、あるいは組織全体の業務成果の評価と安全管理規程の見直しを行い、その継続的な改善に当たる。

### 3. 責任と権限

会社は、組織を構成する部署・構成員それぞれの責任と権限を明示する。

会社は、特に安全統括管理者を指名し、この者に安全管理規程全体の運用管理に当たらせる。

会社は、この者に当該業務遂行に必要な権限を与える。

会社は、安全運航と環境保護確保に関する会社の理念の実践のために、船上における責任者として船長を指名し、必要な権限と義務を与える。

船長はこの実践の過程で

- a) 乗組員への動機づけ
- b) 乗組員への適切な指導、指示を行うものとする。

また、船長は、船上での安全管理規程が有効に機能しているかどうかの評価を行い、その結

果を安全統括管理者に報告する。

会社は、船長がこれからの職務を遂行することを全面的に支援する。

#### 4. 安全管理規程の運用管理

会社は、適宜安全管理規程の見直しと継続的な改善に努める。

会社は、このために

- a) 定期的にまたは安全統括管理者が必要と認める時は何時でも、関係部署及び船上の安全運航と環境保護のための業務が適切に施行されているかどうかについて内部監査を行う。
- b) 運航船の就航航路の変化・変更に留意する。
- c) 安全管理規程の不具合または不都合な点に関する情報を、様々な筋から広く収集する。
- d) 運航船の事故、トラブル情報・記録を統計的に処理・解析する方策を講ずる。
- e) 国内の規則はもとより、安全運航と環境保護に関わる情報を適宜関係部署・船長に提供するための方法を講ずる。

#### 5. 船舶の安全・環境保護

会社は、航海・停泊・保全等船舶運航の各場面において船舶安全と環境保護のために重要な関わりを持つ業務・作業について簡潔明瞭な業務・作業の要領・手順を文書で定める。

陸上の関係部署の責任者は、自らこれらの業務・作業の要領・手順に従って行動するとともに、陸上の安全管理規程の構成員が、これらの業務・作業の容量・手順に従って行動するよう指導・監督する。

船長は自らこれらの業務・作業の容量・手順に従って行動するとともに、乗組員、旅客、その他船上にある者がこれら容量・手順に従って行動するように指導・監督することで船舶の安全と環境保護確保の理念の実践に当たる。

#### 6. 船舶の保全

会社は、船舶の安全と環境保護確保の観点から、最も重要だと考えられる船体・諸設備・諸機器及び装置について一定の基準を設け、これに沿った点検・保守及び整備を行う。この場合、下記事項に特に留意する。

- a) 点検の時間的感覚
- b) 欠陥、不具合点に関する情報の収集と対処方法
- c) 当該船舶個々の構造上の特徴及び装置について一定の基準を設け、これに沿った点検、保守及び整備を行う。
- d) 一連の作業の記録を行う。

#### 7. 人の安全

会社は、船上にある乗組員、旅客等の「人」の健康維持・生命・身体の安全確保のために必要な作業要領・指示を定める。これらの要領・指示の対象としているのは

- a) 救命・防火設備の良好なる維持に関わる事項
- b) 日常の健康管理上の注意事項

- c) 日常生活、船内における行動・作業における注意事項。
- d) 特に危険な物資の取り扱いに関わる事項である。

## 8. 人の企画管理

会社は、安全管理規程を良く機能させるためには、安全管理規程構成員の適正が鍵であると認識する。この認識に立って、会社は安全管理構成員採用及び配置を行う。

- a) 教育については、会社の安全と環境保護に対する考え方を理解させ安全管理規程に従って行動させる事を第一目標とする。  
特に船上の上級職員に対しては、安全運航と環境保護に関わる最新の情報提供を行い、その知識・意識程度の維持・向上を図る。
- b) 特に船員の訓練については、強制化された訓練の他に、適切かつ現実的な訓練実施にも努め船員の技量の向上を図る。
- c) 会社は「人」の安全管理、規定構成員として適格性について、適正な評価を行い安全運航の遂行のために、必要に応じて適材適所の見直しをおこない、その記録を管理する。

## 9. 緊急事態への対応準備

会社は、衝突・座礁：火災・機関損傷等の典型的な海難事故、重大な人身事故、並びに油等の環境汚染事故が発生した場合を想定し、当該事故による損傷・被害を最小限に抑えるために、または二次災害防止するために陸上・船上が取る緊急対応処置・手順をあらかじめ定める。会社は、船上における退船の訓練、防火・防水訓練等の実施手順をあらかじめ定める。会社は、これらの緊急対応処置・手順が緊急時に関係者によってよく実行されることを確保するために、平時の陸上・船上において適切な演習・訓練を行う。

## 10. 法令・規則への対応

会社は、関係する国内の法規を順守することはもとより、国内の関係団体、機関が出状する運航船舶の安全運航確保と環境保護に関する指針・勧告に然るべき関心を払う。会社は、これらの法律等に関する最新の情報を陸上の必要な部署、担当者及び船長に組織的な方法で確実に提供するものとする。

2023年10月1日  
株式会社 神戸クルーザー  
代表取締役 日野 洋一